

倉吉市指定給水装置工事事業者 各位

倉吉市水道局

倉吉市長 石田耕太郎

(公印省略)

消費税法の一部改正に伴う各種料金の増額 及び
公道部の給水管のポリエチレン管化への移行準備期間の延長について (お知らせ)

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

表題の件につきまして下記のとおり変更がありますのでお知らせします。

記

1 消費税法の一部改正に伴う各種料金の増額について

この度の消費税法の一部改正に伴い、倉吉市の水道事業に係る次の金額が増額になります。

① 上水道料金 ② 簡易水道料金 ③ 量水器使用料 ④ 加入金

加入金については、平成 26 年 4 月 1 日付給水装置工事申込みの受理分より新税率を適用しますので、給水装置工事の受注時には申込者へ説明していただくようによりしくお願いします。
設計審査及びしゅん工検査手数料については非課税のため増額はありません。

2 公道部の給水管のポリエチレン管化への移行準備期間の延長について

平成 25 年 3 月 26 日の指定給水装置工事事業者説明会にて通知しました「公道部の給水管のポリエチレン管化」につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 30 日までを移行準備期間として設けておりましたが、意見収集と検討のため平成 27 年 3 月 30 月までに延長します。つきましては、意見を募集しておりますので別紙のアンケート用紙に記入の上、提出してください。

3 その他

給水装置工事を施工される際は適切な手続きを行ってください。

- (1) 給水装置工事を施工する際は必ず着工前に水道局へ給水装置工事の申込みをしてください。また、完成後には速やかにしゅん工検査を受けてください。
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定事項に変更がある場合は、30 日以内に倉吉市水道局へ変更の届出をしてください。届出の様式は、給水装置工事設計施工基準改訂(案)から利用いただくか、倉吉市水道局 Web サイトにてダウンロードできます。
- (3) 倉吉市水道局 Web サイトに給水装置工事に関する情報を掲載していますのでご確認ください。

以上

問合わせ先

倉吉市水道局 工務課 配給水係 蓑原・松浦

TEL 0858-26-1032 FAX 0858-26-3242

倉吉市水道局 Web サイト www.city.kurayoshi.lg.jp/waterworks/